

(平成 26 年 10 月 1 日適用)

## 入札条件

### 1 業務概要

三重県入札情報サービスに掲示

### 2 電子入札に関する事項

- (1) 本件業務は指名通知書の発行、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行等について、原則として電子入札システムで行う対象業務である。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更はできない。このため、入札に参加できない場合は、入札辞退届を提出しなければならない。
- (3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じたときには、紙入札に変更する場合がある。
- (4) その他電子入札に関わる運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとする。

### 3 入札保証金 指名通知書に記載

### 4 契約保証金 指名通知書に記載

ただし、三重県企業庁会計規程第 166 条第 2 項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 三重県企業庁会計規程第 166 条第 4 項第 1 号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。
- (2) 三重県建設工事執行規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- (3) 契約金額が 500 万円以下で三重県建設工事執行規則第 7 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できたとき。

### 5 仕様書の閲覧 期間 三重県入札情報サービスに掲示

場所 三重県入札情報サービスに掲示

6 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

7 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施行についての必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 紙入札による場合は、入札書の宛名は企業庁長宛とし、1 件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

電子入札による場合は、入札書は三重県電子調達システムの入力画面において

作成し、電子認証により登録されたＩＣカードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信する。

電子入札による場合でも、発注者の指示により書面により提出させることがある。

(2) 紙入札の場合、入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。

ア 入札者本人の住所及び氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としない。

イ 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

ただし、電子入札による場合は、代理人の入札は認めない。

(3) 入札執行回数は、1回とする。

(4) 電子入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。

ただし、紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の一括開札を行う。

電子入札による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。また、紙入札による参加者は紙媒体の入札書を持参し、開札に立ち会うものとする。

紙入札の参加者がいない場合で、立会を希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員の立会のもとに行う。

(5) 落札者となる額の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。

電子くじによらない場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札参加者全員に通知する。

(6) 三重県企業庁低入札価格調査実施要領（以下「低入札要領」という。）第2条で定める工事において、低入札要領第3条第1項に定める調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、次のとおり取り扱う。

ア 落札決定を保留し、低入札要領に基づき調査を実施する。

この場合、上記調査に協力しなければならない。

イ 低入札要領別表2に規定する見積内訳等の検討に係る判断基準項目を満たしていない者は失格とする。

ウ 上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。

エ ウにおける次順位者が、低入札調査基準価格を下回った入札であった場合

は、上記ア及びイにより調査をして落札者となりうるかを判断することとし、予定価格以下で低入札調査基準価格以上の入札であった場合は、調査を行わず落札者を決定する。

オ 上記により落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。

(7) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

なお、この入札を所管する発注者が行う同一日の電子入札の結果、配置予定技術者が兼務制限の基準に抵触したときは、入札に参加する資格のない者が入札したものとして、その者の入札は無効とする（兼務制限に係る届出事項のうち、他の入札結果により手持工事（業務）数に変更が生じた場合は、落札決定までの間、入札参加者本人からの変更の届けを受け付ける。）。

また、(11)による参加資格喪失届が受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。

イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。

ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

エ 入札に際し連合等の不正行為があったとき。

オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。

カ 金額を訂正した入札をしたとき。

キ 記名又は押印を欠く入札をしたとき（電子入札の場合は電子証明書を取得していない者が入札したとき。）。

ク 低入札要領第2条で定める工事において、入札する額に100分の108を乗じて得た額が予定価格の10分の7.5未満である場合、低入札要領第6条第3項に規定する「重点調査様式1」を入札時に提出しないとき。

ケ 誤字又は脱字等により意志表示が不明瞭なとき。

コ 指名競争入札において、入札参加者が1者であったとき。

サ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(8) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

ア 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

イ その他入札の執行を妨げたとき。

(9) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめがある。

(10) 入札を辞退する場合は次により取り扱う。

ア 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。

電子入札により指名を受けた者が入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届の提出を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等（受付は開庁日の8時30分から17

時までとする。)により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。

上記により、入札辞退届が受理された場合は、その者の応札を辞退として取り扱う。

イ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(11) 応札後、参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届を提出しなければならない。この場合は次のとおり取り扱う。

電子入札投函後においては、参加資格喪失届を提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、電話等(受付は開庁日の8時30分から17時までとする。)により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。

(12) 落札決定までの期間は、落札候補者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

また、落札候補者以外の者で、落札決定までの期間に他工事を落札するなどした結果、当該工事の参加資格を喪失した場合は速やかに当該工事について参加資格喪失届を提出しなければならない。

(13) 工事費内訳書の取扱いについては次のとおりとする。

ア 紙入札の場合、入札の際に工事費内訳書(見積書)の提示を求めるものとし、この場合、工事費内訳書を提示しない者は入札に参加できないものとする。

また、発注者は必要があると認められるときは、工事費内訳書の提出を入札条件とすることができ、工事費内訳書が次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者の入札書については、三重県企業庁会計規程第162条第7号の規定により無効とし、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

(ア) 工事費内訳書を提出しないとき。

(イ) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。

(ウ) 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。

※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなす。

(エ) 記載すべき項目が欠けているとき。

※注 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名は含まない(紙媒体による提出の場合を除く。)。

(オ) その他不備があるとき。

イ 電子入札で実施する建設工事・業務委託(電子入札対象であるものの何らかの事情により紙入札で行うものを含む。)については、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出(工事費内訳書は返却しない。)を求めるものとし、前記アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者の入札書については、無効とする。工事費内訳書には、数量、単価、金額等を

記載しなければならない。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。

ウ 提出された工事費内訳書については、契約上の権利又は義務を生じるものではない。

(14) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第3項及び同法施行令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。

(15) 紙入札により共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。

電子入札の場合は、共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用するものとし、「使用電子証明書届（JV用）」（三重県公共事業電子調達運用基準2-5）を共同企業体結成時に提出しなければならない。

(16) 入札の際に次のア及びイによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出しなければならない。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限る。

なお、提出時において、県税又は地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とする。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）

(イ) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）（有料）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）※県内に営業所等を有する場合のみ

(イ) 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のこと用）（有料）

(17) 建設業者は、入札の際に次のア又はイの書類を提出しなければならない。

なお、提出時において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務のない者を除く）については、入札参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とする。

ア 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（ただし、審査基準日より1年7か月以内の最新のものに限ります）

イ アにおいて雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無又は厚生年金保険加入の有無欄のいずれかが「無」になっている者で、経営事項審査受審後に加入了した者は、アの書類に加えて加入了することが分かる書類の写し

(18) 低入札調査基準価格に満たない額で契約するときは、次のアからコのすべての適用を受けるものとする。

ア 三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払制度を適用する。

イ 建設業法上の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほかに三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」という。）提出時に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」という。）1名を追加して定め、契約時に配置する。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において、入札に参加する要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 当該入札の低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

なお、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

ウ 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者又は構成員の別を問わないものとする。

エ 低入札価格調査資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とする。

オ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められない。

キ 三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用する。

ク 契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

ケ 三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに規定する重点調査を経て契約したものは、工事実態調査を実施する。

コ 発注者が実施する工事実態調査等に協力する。

(19) 建設工事で専任を要する場合の主任技術者等については、契約日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(20) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22

- 年法律第54号)等に抵触する行為を行ったとき。
- イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について相談したことが認められたとき。
- ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を故意又は過失によって開示又は漏洩したことが認められたとき。
- エ 予定価格を超えた応札をしたとき。
- オ (10)ア又は(11)で届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実に反すると認められるとき。
- カ (6)による低入札要領に基づく調査に協力しないとき。
- キ (18)による工事実態調査等への協力や専任の担当技術者の追加配置を怠ったとき。
- (21) 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留する。  
また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがある。
- (22) 落札決定後、落札者(共同企業体の場合はその構成員をいう。以下同じ。)に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等(施工計画、資金計画等を含む。)を判断し、落札決定を取り消すことができるものとする。  
また、落札決定後、落札者が契約を締結するまでに三重県から資格停止等を受けた場合は、落札決定を取り消すことがある。  
なお、次のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は契約の締結を保留する。
- ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。
- イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。
- ウ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。
- (23) 入札条件に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合、又は仮契約若しくは本契約を保留又は解除した場合は、県は一切の損害賠償の責を負わない。
- (24) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭等では受け付けない。
- (25) 配置予定技術者を事後に審査する入札方式の場合は、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたもののが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとする。また、くじ引きについても同様とする。  
なお、事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出(以下「追加提出等」という。)を求めることがある。ただし、配置予定技術者の追加又は差し替えは認めないので資料提出にあたっては留意しなければならない。  
追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発

注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めることとする。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めたときは、上記にかかわらず追加提出等を求めることがある。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものに入札時に添付しなければならない。

8 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約書作成の要否

要

10 当該入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。

11 入札をした者は、入札後において、この入札条件並びに仕様書及び図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。